

#### 4. 家計(個人企業)

##### (1) 基本的な問題点

個人企業についての統計調査は、極めて乏しく、個人企業のみを調査の対象としたものは、「個人企業経済調査」(総理府統計局)があるに過ぎない。しかし、この調査の対象は、製造業、卸・小売業およびサービス業に限られ、しかも、調査結果にかなりの振幅がある。このために、個人企業に関する推計にあたっては、各種の統計を組合せ推計せざるを得ず、推計結果に対しても、他の部門にくらべて信頼性が低い。

そこで、個人企業の雇用量および営業余剰の推計にあたっては、次の三方法が考えられる。

- ア. 1a表の雇用量および営業余剰をC.Tとし
- イ. 非金融法人および金融機関をそれぞれ控除し、残差を個人企業分とする。

この方法は、次の長、短所をもつ。

- (1) 1a表と17a表の整合性がとれる。
- (2) 推計方法が簡明である。

(3) あらゆる誤差が残差としてしわよせされるため、得られた計数が個人企業分として使用に耐えうるか。

イ. 個人企業雇用量所得および営業余剰を推計し、17a表を完成する。したがって、1a表との間に生じる不突合は、そのまま残しておく。

この方法の長短は、ア. のほぼ逆の関係になるろう。

ウ. 合計としての残差を算出し、これをイ. で求めた計数の比率で分割する。この方法はア. およびイ. の折衷案とでもいえようか。

エ. 現段階では、どの方法をとるか決定せず、(1) ぞれの方法にも対応できるように準備を進め、実際に上記の三方法(これ以外の方法も考えられる)による推計の結果を見たうえで、推計方法を決定することとしたい。

したがって、イ. によって推計しておく。

##### (2) 個人企業雇用量所得

イ. 推計方法。

(ア) 産業大分類別に、「民間給与の実態」(国税庁)により、

「給与支払総額×(1+福利厚生比率)」で推計。福利厚生比率は、先に民間雇業者所得推計の際に求めたものを使用する。

(イ) 上記「民間給与の実態」には、源泉所得税の納付者のいない事業所は含まれていない。この含まれていない雇業者所得を次の方法で推計する。

i. 人員 = 事業所調査個人企業雇業者 - 民間給与の実態個人企業給与所得者(産業大分類)

ii. 平均給与 = 個人企業調査を基に、現行NIの個人業主所得の推計方法に準じて産業大分類別に推計。

iii. 人員×平均給与(産業大分類)で求めた合計として推計。

(ウ) (ア)+(イ) をもって個人企業雇業者所得とする。

(エ) 産業中分類への分割は、「専業所統計調査」(総理府統計局)の産業中分類別個人企業雇業者数の比率と(ウ)の計数と分割する。(比率3年間固定)

(オ) 四半期への分割は、「法人企業統計季報」の結果原表から、最小規模(資本金1,000万円以上~5,000万円未満)の人件費の四半期比率と分割する。

#### 4. 問題点

「民間給与の実態」は専業所ベースである。

#### (3) 個人企業営業余利

現行NIの個人業主所得の推計方法による。ただし、兼業所得分については調整する。

#### 5. 住宅賃貸産業の取扱い。

(1) 付表ノクムに於ては、中分類の外に住宅賃貸産業を別掲する。

(2) 営業余利は別途推計されるので、これを「住宅調査」(総理府統計局)の「所有関係」の面積比と分割する。

(第3回所得専門小委員会議事要旨)

1. 日 時 : 昭和51年7月23日(金)  
午前10時~12時
2. 開催場所 : 経済企画庁第2会議室
3. 出席者
- |      |                  |
|------|------------------|
| 委員   | 中村 隆夫(東京大学教授)    |
| "    | 江見 康一(一橋大学教授)    |
| 専門委員 | 腰原 久雄(横浜国立大学助教授) |
| "    | 高木新太郎(成蹊大学助教授)   |
| 幹事等  | 労働省              |
| 事務局  | 赤井分配所得課長         |
| "    | 林価格分析課長          |
| "    | 玉井国民経済計算室長補佐     |

他17名

4. 議 題

- (1) 損害保険の推計について。  
篠島事務官
- (2) 反対給付のない経路移転の推計について。

(116)

小池主査

(3) 制度部門別雇用手間得と営業余剰の推計について

松井専門調査員

(4) 質疑応答

5. 議事要旨

(損害保険について)

中村委員 : 最後の表がわかりやすい。これを見て帰  
属分はどこに入るのか。

篠島事務官 : 企業の中間消費と家計の最終消費にな  
る。

中村委員 : 主体別分類のところまで苦労しているよう  
だ。

腰原専門委員 : どういう目的なのか、何に活用する  
か、によって方法も変わってくると思う。例えば、  
火災保険の場合、保険料と保険金のトータルを出  
して置いて、あとは保険別に分割することにして  
いるか、法人と個人の契約では料率の差はないと  
考えてよいのか。

赤井課長 : 差はあると思うが、資料の制約で差がな

(117)

いという形で分割せざるを得ない。

腰原専門委員： そうなると目的が何かということによってかなり違って来るという感じがする。

高木専門委員： 資料がなくて、一定のわかりやすい仮定を置かないと推定出来ないということだと思ふ。

赤井課長： 分け方として保険加入者の種類によつてちがうということだ。

腰原専門委員： その場合、分けるということは、何等かの量的なちがいを把握しようということだと思ふが、これだと単に対象物件のウエイトの差として出て来るだけだ。

赤井課長： 目的は、保険サービスと保険リスクの支払を分けることである。

腰原専門委員： トータルではよくわかるが、分割のとき、それを厳密に言うとなれば需要の仕方によつてかなりおかしなことになると思ふ。

金子支出課長補佐： 生産から生じた所得がどう分配されるかということになるが、物件別に分けると

いうことは、所得支出勘定を正確に計算しなければならぬということだ、それ/本で保険料、サービス料、あるいは純支払などを分けると制度部門の分け方が非常にまずくなるということだ、保険別に分けるということだから、ここでは、損害保険の加入者がどういうビヘービヤをとるかというわけではないから-----

腰原専門委員： それをはっきりすればいいが、こういう形に出た場合どういう目的で使われるかということと、どういう観点で作るかということがはっきりしないとまずいのではないかと思ふ。

松浦委嘱調査員： 或る意味で、再分配効果をあらわすと思ふが。

腰原専門委員： それは、対象物件のちがいでしては出るが、同じ対象に対しては出ない。

林価格分析課長： 損害保険そのものの分析が目的ではなく、所得支出勘定を正確に出し、制度部門別の貯蓄を正確に推計することが最終目的と思ふ。

中村委員、腰原専門委員： データーが無いということとはよくわかる。

(反対給付のない経常移転について)

中村委員 : 3.6.6 は具体的には何が該当するのか、  
家計に準化する民間非営利団体とはどんなものがあるか。

小池主査 : たとえば宗教団体とか労働組合とかが該当する。

中村委員 : 労働組合はここに入るのか。

松井専門調査員 : 分類上はここに入ることになっている。大ききなものとしては私立学校とか医療機関である。

中村委員 : 教会とかお寺の(会費)ならよくわかるが、私立学校に対するものは移転か。

腰原専門委員 : 私立学校へのたとえばどういうかたちのものか。

松井専門調査員 : 具体的には授業料収入がある。

腰原専門委員 : 政府からのベースアップ補助金があるが、補助金はどうなのか、それも入るのか。

赤井課長 : いわゆる経常補助金に相当しないもので、補助金という名称で、対象計民間非営利団体に政

府から支出されるものは移転として扱われる。

腰原専門委員 : そうすると政府の補助、たとえば私立学校への補助金はすべてここに入るのか。

金子課長補佐 : 政府からのものはすべてここに入る。

中村委員 : 表の家計部門の無基金雇用者帰属負担のところに、個人企業分があるがどういうわけか。

小池主査 : 個人企業分は家計の受助(支払)の内訳を示したものである。

中村委員 : 一般政府による経常移転のところで食料、衣服および軍需品のような消耗品の片務的出荷があるが、これはたとえばどこかで食(きん)が起って、日本が食料を援助するために、食料を積出すというような場合のことか。軍需品の場合にもお金をもらわないでどこかの国に与えるということになるか、そういうことか。

小池主査 : そうである。

高木専門委員 : 国内で購入して物品を送った場合は、輸出になるのか。

中村委員 : 昔アメリカがイギリスに対し武器を形式

的には賞与であるがただで与えた事があるという  
場合ですね。

赤井課長：軍事的武器などは現行の体系では政府の  
消費となつて居り軍事秘密の関係から輸出にはな  
らない。

中村委員：たとえばアフリカに飢餓があつて日本  
政府が小麦を何万トン送るような場合、これは政  
府支出の消費になつて居るが、実際は外国へ送つ  
ていても輸出とは言わない。軍需品についても同  
じに扱うということか。

高木専門委員：ただ現金の場合と大きく違ふ。

中村委員：その点は国内需要がともなわない。反対  
給付のない経常移転はこれだけの項目に限定する  
わけか。

小池主査：考えられる移転はこれだけで、検討すれ  
ばまだあると思う。

中村委員：考えればいくらでもあり、限りがないと  
思うが、例えば香典とか、結婚のお祝とか、お中  
元とか、世の中にはたくさんあると思う。

赤井課長：これらは贈与金の中に殆んど入る。反対  
給付のない経常移転については、この方法を推計  
するが、制度部門別の貯蓄がどうかたちで出  
てくるか、少し、不安な面もある。

中村委員：金額がどの位になるか、一度チツクして  
みた上できめたいと思う。具体的な結果を見たい。  
この辺のところは新SNAで非常に張切つて居る  
ところで、データのないところをよくまね-----

高木専門委員：ストーン先生はこういうところが好  
きはようだ、何かどんどん拡大して行く方向にあ  
るように思われる。

中村委員：一種の完全主義で、ごもつともなんだが  
-----。

高木専門委員：経常移転だと記帳の時期に問題があ  
ると思う。むしろデータにもよるが。

赤井課長：支払時期が移転の発生と考えざるを得な  
い。

中村委員：説明の(4)から(5)ぐらいまでは計数が  
しつかりしているのだが(直接税から社会扶助金)。

赤井課長： 4.13で非金融企業と金融機関の「他」  
に分類されない経常移転の純支払」については、  
企業の勘定で受取と支払がはっきりわかれば純支  
払というかたちで計上できるがそれが出来ない。

中村委員： たとえば政治資金みたいなものか。

赤井課長： 一応寄附金、賞倒金を計上しておくか、  
それともネットがおないから将来の課題として省  
略するかのいづれかが考えられるが-----。

中村委員： 政治資金は、一応は届出制になって居り、  
捜せば若干の資料はなくもないが、もともとあて  
にならないものだから、どうするか。もう少し検  
討して、あまりあてにならないものかあれば、そ  
ういうふうに明示して落とす手もあると思う。

赤井課長： 一応計数をはじいてみて再度検討してい  
ただきたい。

中村委員： 計数をはじいた上で再度検討すると言う  
よりしかたがないと思う。

資料のないところを無理にやれといつてもしよ  
うがないが、外国ではどのようにしているのか。

玉井調査室補佐： 室長が帰国してから実状をはあく  
したいと思う。

中村委員： 「外国ではこんなデータがあります」と  
いつた例もあるが、日本でも資料はある方だと思  
うのだが-----。

高木専門委員： そうだと思う。

中村委員： あてにならない数字を非常に骨を折って  
いるわけだが、ストーン先生はこうでないと筋が  
通らないと頑張るわけか。

高木専門委員： 各国で問題になったら数字を出せば  
いいのではないか。

榎原専門委員： これまでの傾向から言えば、一度数  
字を出せばもつと出せ、もつと細かく出せといっ  
たシステムになって来ているわけで、今回もそう  
いうところがあつた。

パーフェクショニズムをカットしないと非常  
に鎖米など語ってはわるいが妙な数字を集めることにエ  
ネルギーを費やさなければならぬ状況になる心  
配がある。勘定全体のバランスをとるときに精度

の悪いものが、精度のよいものに波及してくると  
こわいと思う。

中村委員：もしこういう事を言う機会があったら、  
どうするのがいいのではないか。非常に無理な推  
計をやると今言ったようになる心配がある。

赤井課長：統合勘定にもつていく場合、海外関係で  
計效の再調整をやらなければならない恐れがある。

中村委員：国際収支表と違ってきたり、いろいろな  
問題があると思う。その辺よろしくやって欲しい。  
(制度部門別雇着所得および営業余剰について)

江見委員：住宅賃貸産業を別掲した積極的な理由は  
何か。

松井専門調査員：住宅賃貸産業はダミーであり、付  
表ノクロでは、中に入ってしまうので、付表ノク  
アの産業別の方で別掲した。

中村委員：法人企業統計季報が推計の樞幹をなすわ  
けであるが、法人企業統計についての一般論を言  
っておきたい。昨年、大蔵省の委託で、この調査  
の断層修正と季節調整という仕事をこなしたわけ

だが、この点については腰原専門委員から説明し  
てもらった方がよい。

腰原専門委員：具体的には、報告書を読みとらうと  
よいが、まず弊ノに、四半期別にみると、かなり  
ふれがあるということと、もう一つは年度変わり  
のところで非常に大きな断層が生じ、ノ社あたり  
に直した場合でもかなり大きな断層が出てくる  
ということである。これらを調整しなければならない  
が、私共の方法では2年遅れにならないと修正  
がむきない。つまり母集団の設定が一番小さい規  
模で2年遅れになっているので、新しいデータが  
出たところで修正せざるを得ない。

しかし、かなり差があることは確かで、これと  
四半期ごとのふれという二つの大きな問題がある  
ので、これを解決しないと、法人企業統計季報を  
そのまま使うことには問題がある。

赤井課長：規模補正とサンプル補正は考えていた。

松井専門調査員：サンプル補正は、実は当方ではし  
てある。



中村委員：法人企業統計を使用する場合の問題点をチェックして、これを回避するテクニックを考えたので、大蔵省から資料をもらって、みておいてもらいたい。

江見委員：今度の日本統計学会の共通テーマは「我が国統計調査の精度について」であって、先日、札幌で開催され、そこで取り上げられたのは、国勢調査、人口調査、厚生調査などであった。コメントは、これらの人口調査はまだ良い方で、このテーマをとりあげて欲しかったのは、今、話しに出た法人企業統計や、工業統計、商業統計などであるということ、私も驚いた。

江見委員：個人企業経済調査は製造業、卸、小売業およびサービス業に限られるから、問題だはあるが、個人企業ではこれら三者に大部分が、集中していると思われる。何割ぐらいを占めるか。

また、残差計算も推計上やむを得ないと思われるが、その結果をチェックする方法をも同時に考えておいてもらいたい。

中村委員：4～5ページに3つの方法があり、もう1つの提案があったと説明されたが、あれは法人企業がしっかりしているから-----。

松井専門調査員：まず、個人企業と金融機関をとり1a表のトータルからの残差を法人企業とする考え方であり、法人企業統計から推計したものとうがうことになる。

高木専門委員：ウエイトの高いところで誤差を少くしようという考え方であろう。

中村委員：個人企業の推計はどの方法がよいとは、なかなか断足はできない。いくつかの方法で推計してチェックしてみるより仕方がないであろう。

江見委員：「民間給与の実態」には規模別はあるか。

「法人企業統計季報」の結果原表から最小規模の人件費の四半期比率を使うことから来る誤差は---

松井専門調査員：ある。四半期分割に使うだけであるし、それ程誤差は大きくない。

中村委員：それでは、以上のような方法を推計して、その結果を見せてもらいたい。

(その他)

中村委員：前回議論にはった点はどうか。

赤井課長：①、退職金の表章については、勘定体系小委員会に提案した。②、金融機関の役員給料手当について銀行協会に照会したが、調査役は大蔵省に提出してあり計数はわからないとの事であった。大蔵省にも稟計していない様なので推計方法は別途考えたい。③、地代の帰属計算については他人から安く借りている場合必要であるが、実際問題として推計出来ない。④、地代単価は住宅調査の比率でやることにしたい。

高木専門委員：レンタルを計算するとき、トータルをあさえて置いて、所有面積の構成比でウェイトをつけるということであったが、地代を考えて見ると地価によるバイアスが大きいのでバランスシートから地価×地積の形で出て来るから、それで按分した方がよいと思う。

土地の場合には、資産課をやるからこちらの情報をつかった方がよい。

赤井課長：取り急ぎ、2回の検討をいただいたが、非常に問題が多いので結果の数字が出た段階で、見ていただいて所得資産部に上げたい。9月なかばにはなるので、その項御案内したい。